　第３４号議案

　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　品川区国民健康保険条例（昭和３４年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

」

第１２条第１項中「２０歳」を「１８歳」に改める。

第１４条の３各号列記以外の部分中「第１９条の２」の次に「および第１９条の４」を加え、同条第１号ウ中「第８１条の２第４項」を「第８１条の２第５項」に改め、同号エ中「第８１条の２第９項第２号」を「第８１条の２第１０項第２号」に改め、同条第２号エ中「第７２条の３第１項」の次に「および第７２条の３の２第１項」を加える。

第１５条の４第１項第１号中「１００分の７．１３」を「１００分の７．１６」に改め、同項第２号中「３万８，８００円」を「４万２，１００円」に改め、同条第２項中「１００分の６１」を「１００分の６０」に、「１００分の３９」を「１００分の４０」に改める。

　第１５条の８中「および第１９条の２」を「、第１９条の２および第１９条の４」に、「６３万円」を「６５万円」に改める。

　第１５条の９各号列記以外の部分中「第１９条の２」の次に「および第１９条の４」を加え、同条第２号イ中「第７２条の３第１項」の次に「および第７２条の３の２第１項」を加える。

第１５条の１２第１項第１号中「１００分の２．４１」を「１００分の２．２８」に改める。

第１５条の１６中「および第１９条の２」を「、第１９条の２および第１９条の４」に、「１９万円」を「２０万円」に改める。

第１６条の４第１項第１号中「１００分の２．５９」を「１００分の２．４４」に改め、同項第２号中「１万７，０００円」を「１万６，６００円」に改める。

第１９条中「次条各号」の次に「もしくは第１９条の４各号」を加える。

第１９条の２の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「６３万円」を「６５万円」に、「１９万円」を「２０万円」に改め、同条第１号ア中「２万７，１６０円」を「２万９，４７０円」に改め、同号ウ中「１万１，９００円」を「１万１，６２０円」に改め、同条第２号ア中「１万９，４００円」を「２万１，０５０円」に改め、同号ウ中「８，５００円」を「８，３００円」に改め、同条第３号ア中「７，７６０円」を「８，４２０円」に改め、同号ウ中「３，４００円」を「３，３２０円」に改める。

第１９条の３の次に次の１条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第１９条の４　当該年度において、納付義務者の属する世帯に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第１９条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

　⑴　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

　　ア　第１９条の２第１号アに規定する金額を減額した世帯　６，３１５円

　　イ　第１９条の２第２号アに規定する金額を減額した世帯　１万５２５円

　　ウ　第１９条の２第３号アに規定する金額を減額した世帯　１万６，８４０円

　　エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　２万１，０５０円

　⑵　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

　　ア　第１９条の２第１号イに規定する金額を減額した世帯　１，９８０円

　　イ　第１９条の２第２号イに規定する金額を減額した世帯　３，３００円

　　ウ　第１９条の２第３号イに規定する金額を減額した世帯　５，２８０円

　　エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，６００円

付　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の第１４条の３、第１５条の４、第１５条の８、第１５条の９、第１５条の１２、第１５条の１６、第１６条の４、第１９条、第１９条の２および第１９条の４の規定は、令和４年度分の保険料から適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

　（説明）基礎賦課額等の保険料率を改めるとともに、未就学児に係る保険料を軽減するほか、規定を整備する必要がある。